

平成20年度老人保健福祉関係予算概算要求の概要

— 老 健 局 —

	(19年度予算額)		(20年度概算要求額)
老人保健福祉関係予算	2兆 961億円	→	2兆1,054億円

*

老健局計上経費	1兆6,697億円	→	1兆6,858億円
---------	-----------	---	-----------

*他局計上分(2号保険料国庫負担金等)を除いた額である。

【主要事項】

I 介護基盤の整備

523億円

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の拡充

490億円

平成18年度に創設された地域密着型サービスを中心とする市町村の基盤整備を推進するとともに、介護療養病床の転換を含めた地域ケア体制の計画的な整備を支援する。

○ 高齢者安心住空間整備事業の創設

今後、急速に高齢化が進む都市部の大規模団地を含む地域における介護サービス拠点等の整備を推進するため「高齢者安心住空間整備事業」(国土交通省とのタイアップ事業)を創設し、高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する。(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)490億円の内数)。

※. 療養病床転換支援金貸付制度の創設(社会・援護局で計上)

療養病床再編成の円滑な実施に向けて、過去に療養病床整備に要した借入金について長期安定融資へ借換え等を行う「療養病床転換支援金貸付制度」の創設を行う。

2. 地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）の交付 33億円
地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な整備やシステムに要する経費などに対し、助成を行う。

Ⅱ 安定的・効率的な介護保険制度運営

2兆292億円

○介護給付費

(19年度) (20年度)

6兆6,691億円 → 6兆8,363億円 (1,672億円 +2.5%)

○国庫負担総額

(19年度) (20年度)

1兆9,485億円 → 1兆9,590億円 (105億円 +0.5%)

1. 介護給付に対する国の負担等

1兆9,523億円

(1) 介護給付費負担金

1兆1,964億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。

(施設等給付費(※)においては、15%を負担)

※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

(2) 調整交付金

3,418億円

全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。

(各市町村間の後期高齢者割合等に応じて調整)

(3) 財政安定化基金負担金

41億円

都道府県が設置する財政安定化基金に対し、国がその3分の1を負担。

2. 地域支援事業の着実な実施

769億円

要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業について、その事業規模を拡大しつつ着実に実施する。

Ⅲ 新健康フロンティア戦略の推進

796億円
(一部再掲)

1. 認知症対策の一層の推進

19億円

認知症ケアの人材育成や認知症に関する正しい理解の普及、認知症支援ネットワークの構築、認知症ケアの高度化を図るため、国内外の認知症ケア実践例に関する情報の集積、分析評価及び発信を行うなど、認知症の総合的な対策を一層推進する。

また、予防、早期診断、治療の向上に向けた調査研究を推進する。

(主な事業)

- ・ 認知症ケア高度化推進事業（新規） 77百万円

2. 介護予防対策の一層の推進

777億円
(一部再掲)

効果的な介護予防サービスを普及するため、地域包括支援センターの職員の研修や市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう、都道府県による広域的な観点からの支援を行うとともに、インターネットを活用した特定高齢者チェックシステムの開発や骨折予防マニュアル、膝痛・腰痛対策マニュアルの作成など、介護予防対策を一層推進する。

また、運動器疾患の予防、早期診断、治療の向上に向けた調査研究を推進する。

(主な事業)

- ・ 特定高齢者基本チェックリストオンライン判定等事業（新規） 50百万円
- ・ 介護予防事業市町村データ評価・分析事業（新規） 14百万円
- ・ 介護予防関係検討費（生活機能評価の実施状況等の分析、骨折予防等に関するマニュアルの作成）（新規） 7百万円

IV. 元気高齢者支援対策の推進

29億円

団塊の世代等を対象とする「いつまでも元気で暮らせる生きがいくくり」対策を国、地方公共団体等が連携して実施し、元気高齢者支援対策の推進を図る。

(主な事業)

- ・ 元気高齢者支援対策事業（新規） 1. 1億円

V. 介護給付適正化対策等の推進

140億円

(一部再掲)

1. 介護給付適正化の推進

39億円

(一部再掲)

介護給付の適正化を図るため、都道府県が策定する「介護給付適正化計画」に基づき市町村が実施する適正化事業への支援を行うとともに、当該計画の評価・分析や保険者支援事業実施の促進を図る。また、国民健康保険団体連合会による「介護給付適正化システム」のより効果的な活用方策の促進を図る。

2. 要介護認定の適正化

5.4億円

公平・公正な要介護認定を確保する観点から、市町村に対し引き続き技術的助言を行うとともに、認定支援ネットワークのデータから市町村が自己評価を行うことができるようシステムを改修する。

また、介護認定審査会事務局職員を対象とした研修を新たに実施する。

(主な事業)

- ・ 介護認定審査会運営適正化研修事業（新規） 20百万円

3. 将来課題への対応

57億円

(1) 介護報酬改定へ向けての対応

37億円

介護報酬改定に必要な基礎的なデータを得るための調査を実施するとともに、保険者システムや都道府県システム、国民健康保険団体連合会の審査支払システムのプログラム改修の支援を行う。

(2) 政策・事業の継続的評価分析の実施

4.3億円

改正介護保険法の附則において、施行後3年を目途として、予防給付や地域支援事業について費用対効果等を含めた評価を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることが求められていることから、引き続きデータの収集・分析を実施する。

4. 低所得者への配慮

30億円

社会福祉法人による利用者負担軽減措置など、低所得者への配慮を引き続き行う。

5. 介護サービスの質の向上

9.1億円

「介護サービス情報の公表」制度の円滑な実施を引き続き支援するとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、体系的な研修事業を実施する。